

臨時災害放送局の開局と運営のルール化

災害に関しては、平常期、警戒期、発災期、復旧期、復興期などに分類でき、それぞれの期において必要とされる情報が異なり、法に基づき拘束される情報もあり提供する優先度も異なってきます。

各期において考えられる情報の種類

① 平常期・警戒期

- 防災情報
- 気象情報（気象警報・気象注意報）
- 河川情報
- 火山情報（噴火警報・噴火予報）
- 緊急地震速報
- 津波情報（大津波警報・津波警報・津波注意報）
- 避難情報（避難指示・避難勧告・避難準備情報）

② 発災期

- 地震情報（震源地・震度）
- 緊急地震速報（余震時）
- 津波情報（大津波警報・津波警報・津波注意報）（余震時）
- 気象情報（気象警報・気象注意報）
- 避難情報（避難指示・避難勧告・避難準備情報）

市町村による「避難指示」、「避難勧告」、「避難準備情報」の発令の根拠となるのは、気象庁が発表する「緊急地震速報」「津波情報」「気象情報」であることが多い。

ア 混乱期（自助・共助：発災から72時間）

- 行動指示情報
- 被害情報
- 安否情報・避難先情報
- 救出情報
- 救援情報
- ライフライン情報

過去の例では、最もニーズが多くなるのが、安否情報である。

イ 混乱収束期（公助の本格化）

- 被害情報
- 安否情報・避難先情報
- 救出情報
- 救援情報
- 避難所情報
- 支援情報
- ライフライン情報

過去の例では、ライフライン関係の情報の伝達要請が増大する。

③ 復旧期（生活の確保・維持）

支援情報

ライフライン情報

行政情報

民間生活情報

④ 復興期（仕事の回復・街づくり）

行政情報

民間生活情報

街づくり情報

復興情報

これらの情報を提供する手段は多様化しており、平常期は、災害発生への備えなどの啓蒙を広報紙・放送・活字のメディアなどを通じて提供していますが、警戒期以降は、市町村が自ら防災行政無線なども活用して情報提供し、発災以降は、それらを始め既存のメディアをフル活用することとなり、更には市町村が免許主体となり開局し運営できる臨時災害放送局を開設するところもあります。

これらの情報の中には、優先的に情報提供を行わなければならないものがあり、1 行政区域のみを対象としてその区域の情報のみを提供する臨時災害放送局を運用する場合はその市町村の判断のみで実施できませんが、臨時災害放送局の放送波の届く範囲における複数市町村の関係情報も提供することが可能であり、生活圏の市町村が協力・連携して関連情報を共有し放送する場合は、特にそのルール作りを行っておく必要があると考えられます。

別紙 1 として「合意事項の例」、別紙 2 として「ルール化に当たっての留意点」を示しますので、各地域の実情に応じたルール化を進めてください。

臨時災害放送局の開局・運営に関する合意事項の例

A市（町、村）が開設する臨時災害放送局の開局と運営に関し、臨時災害放送局の免許主体であるA市（町、村）と、その放送波が届くB市、C町、D町及びE村は、次について合意する。

1 情報の取り扱い

（1）法に基づき発令される避難情報

- 「避難指示」、「避難勧告」

「避難指示」と「避難勧告」は、発令された事実を他の災害情報にも優先して伝える。

「避難指示」と「避難勧告」は、臨時災害放送局の免許主体である市町村で発令されず、それ以外の市町村での発令情報であっても、免許主体の市町村の避難情報と同列に優先して取り扱う。

なお、「避難指示」、「避難勧告」の発令の根拠となる気象庁が発表する「緊急地震速報」「津波情報」「気象情報」については、「避難指示」、「避難勧告」の発令がされずとも、まずは第一報として速やかに放送して住民に注意喚起する。

放送する避難情報は、発令された情報の種別（「避難指示」・「避難勧告」）と ア 勧告者、イ 避難対象地域、ウ 避難先、エ 避難経路、オ 避難理由、カ 避難時の注意事項等の発令された事実とする。

公共情報コモンズ経由で伝えられた時点など、その情報を得た時点で直ちに放送する。

- 「避難準備」

「避難準備」よりも「避難指示」と「避難勧告」の伝達を優先する。

「避難準備」についても、「避難指示」、「避難勧告」と同様に他の災害情報にも優先して取り扱う。

（2）優先情報

- 法に基づき発令される避難情報に次ぐ優先順位を有する「優先情報」

音声のラジオが伝えられる情報量には限界があるので、避難情報以外の情報においても、「より多くの被災者にとって有益で、迅速に、正確に、優先して伝えなければならない情報」（以下、「優先情報」という。例えば、「被害情報（特に道路の寸断や土砂崩れなど、避難に係る情報）」「避難所情報」、警察や消防、自衛隊などによる救援・救出情報）として定め、その他の情報と区別して優先して取り扱う。

発災期に取り扱うことと考えられる「優先情報」は、津波などの警報の部類や、市町村自らが公共情報コモンズの「その他」の情報分類項目に一定の約束事にしたがって入力される情報であって、避難情報に次ぐ優先順位とする。

- 「優先情報」の放送は、免許主体の市町村の情報が他に優先

「優先情報」が増大すると放送しきれない状況が生じる可能性があるため、その場合には、免許主体である市町村発の「優先情報」を他の市町村の「優先情報」よりも優先して取り扱う。

- 「優先情報」は、公共情報コモンズの「その他」の情報分類項目の情報

「優先情報」として定めた情報は、次のフォーマットで伝える。

【○△×臨時災害放送局へ：以下の文章をそのまま繰り返し伝えてください！

……………（以下文面）……………】

放送する情報は、その一定の約束事にしたがって公共情報コモンズに入力されてくる情報などを、そのまま読み上げることとする。

(3) その他の情報

- 免許主体の市町村の情報に優先

復旧期や復興期になると生活の確保や維持のために必要な生活情報なども増大し放送しきれない状況が生じる可能性があるため、その場合には、免許主体である市町村関係の情報を優先とし、他の B 市、C 町、D 町及び E 村の情報の取り扱いは協議して決める。

- 他の機関が提供する情報は、運営を受託する放送事業者が任意で判断

国土交通省など他の機関が提供する情報（気象情報や河川情報など）は、公共情報コモンズ経由などで臨時災害放送局に伝えられるが、市町村が内容を判断する必要は無いので、市町村が直接ではなくコミュニティ放送事業者などが受託して臨時災害放送局を実際に運用している場合は、放送事業者が任意で判断して伝える放送番組に準ずるものとして放送することを原則とする。

これらの情報に市町村が判断を加えて伝えたいことがある場合には、上述の「確実に、正確に伝えなければならない情報」として伝えることを妨げない。

- 市町村と放送事業者間での意思疎通

災害発生直後、市町村発の情報は、単純なメッセージを繰り返して放送する必要があるが、混乱収束期以降は、臨時災害放送局の放送業務を受託した放送事業者等が自ら収集した情報等を放送できる状況になってくる。

このような時期からは、どの情報をどのように繰り返して伝えるかなど情報の伝え方を市町村と放送事業者の間であらかじめ話し合うなどして意思の疎通に努める。

2 運用にあたり

(1) 情報の集約

公共情報コモンズによる関係者の情報共有を原則として運用するが、公共情報コモンズが使用できない状況が生じた場合、免許主体以外の市町村の情報をどのような方法によりどの程度のものを運用する者へ集約するかなどを決めておく。

(2) 放送の編成計画

放送が落ち着いてできるようになり時間編成が可能となった段階では、被災者が欲する情報がいつ放送されるかわかるように編成情報を住民に伝えることとし、市町村毎にどの順番で放送するのかなどを市町村間で協議する。

(3) 要員

- 免許主体の市町村において、運用のための要員が不足する場合は、他の市町村も協力
臨時災害放送局は昼夜を問わず放送を続けることもあり、免許主体の市町村側だけの要員では特に情報収集が不足する可能性があることから、他の B 市、C 町、D 町及び E 村からの応援体制を準備しておく。

(4) 費用負担

- 費用負担は、免許主体の市町村がその他の市町村と協議して分担
臨時災害放送局を運用するには、その放送業務を委託する費用なども含めた費用が発生することから、どのような情報をどのくらい放送するのかなどによる費用総額の分担を、免許主体である A 市（町、村）が他の B 市、C 町、D 町及び E 村と協議して決める。

(5) 運用の終期

- 運用を終える時期については、免許主体の市町村がその他の市町村の意向を踏まえて決定
臨時災害放送局は臨時かつ一時的に開局するものであるため、その開局の目的を達成した段階で運用を終了するが、その終期をいつにするかは、免許主体である A 市（町、村）が他の B 市、C 町、D 町及び E 村の意向を踏まえて決める。

3 その他個別事項

(必要に応じて、個別合意事項を定める)

臨時災害放送局の開局と運営のルール化に当たっての留意点

合意事項の例に示すような内容で開局と運営のルール化を検討するに当たり、次のような取り扱いを行うことに留意することも必要です。

(発災期) 気象庁が発する情報と市町村が発する情報

市町村による「避難指示」、「避難勧告」、「避難準備情報」(以下、市町村発情報)の発令の根拠となるのは、気象庁が発令する「緊急地震速報」「津波情報」「気象情報」(以下、気象庁発情報)であることが多い。

そのため臨時災害放送局では、市町村発情報に先立って発令された気象庁発情報を、まずは第一報として速やかに放送し、住民に注意喚起することが求められると考えられます。

(混乱期) 情報の集約手段

行動計画に参加のメンバーは公共情報公共情報コモンズに加入して必要な情報を入力することにより関係者で迅速、正確、確実な情報共有ができ、その情報を放送していくことができます。

公共情報コモンズが運用可能な状況であれば免許主体以外の市町村の情報も入手できますが、運用できない状況に陥った場合には、免許主体以外の市町村の情報が極めて入手困難な状況が想定されます。そのような場合に情報集約をどのように、どの程度行うのか、免許主体の市町村の体制の中で行うのか、免許主体以外の市町村が持ち込むのかなどについても予め合意しておく必要があります。

取材・放送のノウハウのあるCFMやCATVが運営する場合とそうでない場合で、情報収集・伝達の力量がまるで違うと思われるので、この点もケースバイケースで考えておく必要があります。

過去の例をみると、混乱期に被災者にとって最もニーズが高いのは安否情報であるためせめぎ合いが予想されます。複数市町村の情報を流す臨時災害放送局であればなおさら伝えられる情報量には限界があるので、優先情報の順位付けにおいては、具体的に内容を詰めておかなければ、現場に混乱が生じる可能性が高いです。

(混乱収束期) 放送の編成情報

この時期は、被災者が臨時災害放送局からの情報を頼りにするようになってくるのに加えてライフラインなどの個別の情報の伝達要請が増大し、最も情報伝達に混乱が生じるようになります。

複数の市町村をカバーする場合は、その情報は大量となるため、いつ自分の地域の情報が放送されるかわからないと、臨時災害放送局に対し強い不満が寄せられることは想像に難くなく、市町村ごとにどの順番で放送するのか、そして落ち着いてきたら、それを時間別に区切って編成していくという整理が求められます。

また、編成情報を正しく住民にインフォメーションすることも極めて重要ですので、編成計画を予めシミュレーションして市町村間でフォーマットを共有化しておくことが望ましいのではないのでしょうか。

(運用) 要員配置・費用負担

要員や費用負担については、地域放送メディアがある場合、そのメディアと当該市町村のみが事前契約をしておくのか、もしくは、地域メディアと関係するすべての市町村が事前契約を取り結ぶのかの整理が必要です。

免許主体の市町村以外の要員の役割として最も必要なのは、実際に放送の運営に係るというよりも、臨時災害放送局が伝えるべき情報の収集と、それを運用者（スタジオ）まで届けるということです。

臨時災害放送局の広域的運営の場合、他市町村の情報収集ができなければ、その運営の意味をほとんどなさなくなります。特に発災から混乱期には公共情報コモンズの運用が不可能である場合も想定されますので、情報収集要員の準備は必須であると思われます。